

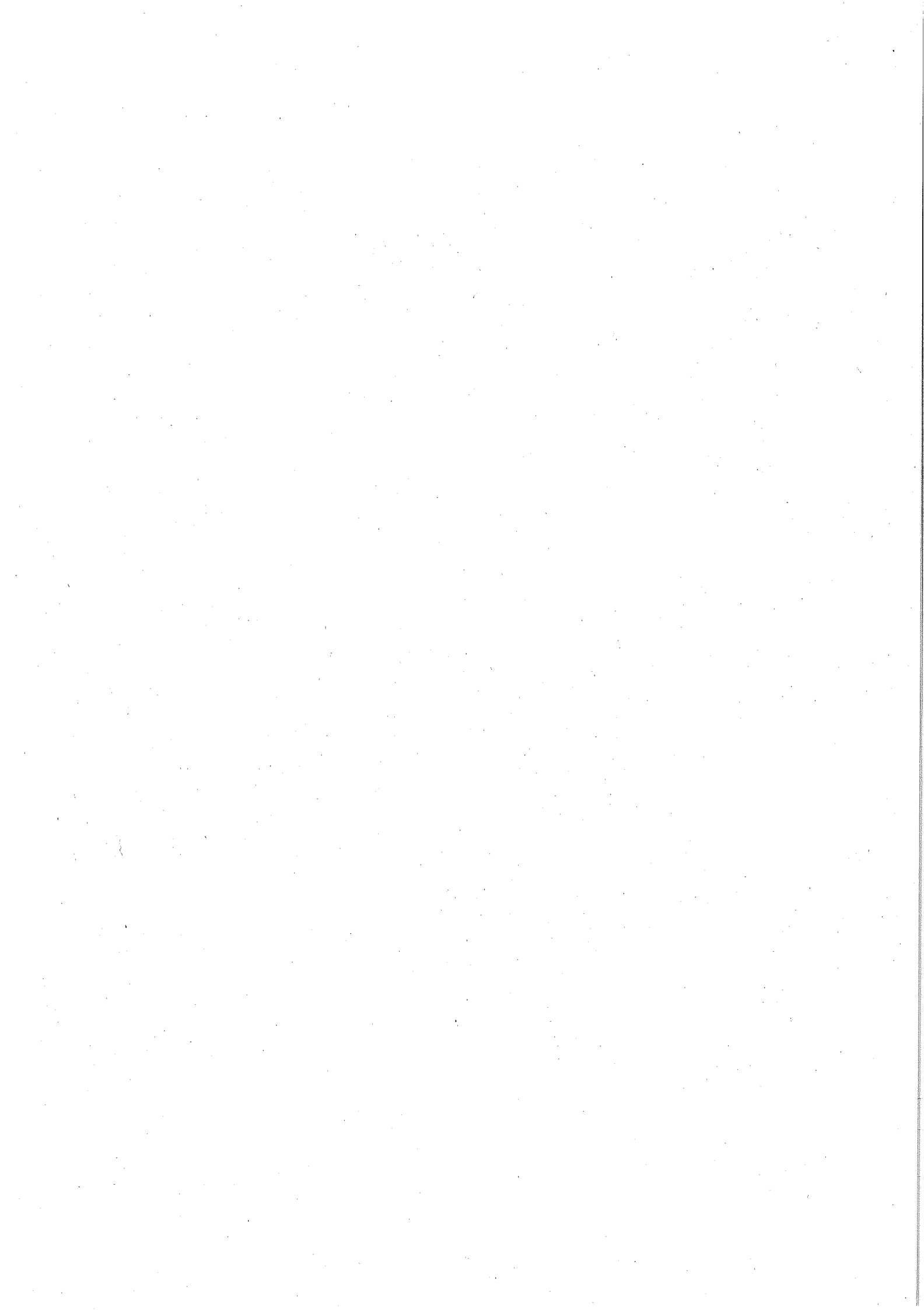
議案第 2 号

附属機関の学識経験者の委員の構成区分の見直し等に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について

附属機関の学識経験者の委員の構成区分の見直し等に伴う関係条例の整備に
関する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

附属機関の学識経験者の委員の構成区分の見直し等に伴う関係条例
の整備に関する条例

(野田市防災会議条例の一部改正)

第1条 野田市防災会議条例(昭和38年野田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第11号を第22号とし、第10号を第21号とし、同号の前に次の10号を加える。

- (11) 関係教育機関の職員
- (12) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (13) 一般社団法人野田市歯科医師会を代表する者
- (14) 野田市薬剤師会を代表する者
- (15) 千葉県野田市赤十字奉仕団を代表する者
- (16) 千葉県トラック協会野田支部を代表する者
- (17) 女性団体を代表する者
- (18) 障がい者団体を代表する者
- (19) 高齢者団体を代表する者
- (20) 未就学児の保護者を代表する者

第3条第5項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 自衛隊の自衛官

第3条第6項中「前項第4号、第5号及び第9号から第11号まで」を「前項第5号、第6号及び第10号から第22号まで」に改める。

(野田市環境審議会条例の一部改正)

第2条 野田市環境審議会条例(昭和45年野田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、同項第4号中「労働団体」を「労働者団体」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次

に次の1号を加える。

(8) 女性団体を代表する者

第3条第2項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 自然保護団体を代表する者

(3) 一般社団法人野田市医師会を代表する者

(4) 野田市薬剤師会を代表する者

(野田市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 野田市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「関係団体」を「文化団体」に改め、同条中第4号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 関係教育機関の職員

第18条中第3号を削り、第2号を第11号とし、第1号の次に次の9号を加える。

(2) 勤労青少年ホームの利用者を代表する者

(3) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者

(4) 自治会を代表する者

(5) 高齢者団体を代表する者

(6) 子ども会育成団体を代表する者

(7) 労働者団体を代表する者

(8) 商工団体を代表する者

(9) 女性団体を代表する者

(10) 公益財団法人興風会を代表する者

(野田市児童福祉審議会条例の一部改正)

第4条 野田市児童福祉審議会条例(昭和52年野田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 児童委員を代表する者

(2) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者

第3条第2項中第5号を第19号とし、第4号を第18号とし、同号の前に次の2号を加える。

(16) 関係行政機関の職員

(17) 関係教育機関の職員

第3条第2項中第3号を第15号とし、第2号の次に次の12号を加える。

(3) 母子寡婦福祉会を代表する者

(4) 青少年相談員を代表する者

(5) 子ども会育成団体を代表する者

(6) 学童保育所を利用する保護者を代表する者

(7) 保育所を利用する保護者を代表する者

(8) 保育所事業者を代表する者

(9) 幼稚園事業者を代表する者

(10) 一般社団法人野田市医師会を代表する者

(11) 自治会を代表する者

(12) 商工団体を代表する者

(13) 子育て支援事業所を代表する者

(14) 労働者団体を代表する者

(野田市通学区域審議会条例の一部改正)

第5条 野田市通学区域審議会条例（昭和57年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 地域の実情に詳しい者

(2) PTAを代表する者

(3) 関係教育機関の職員

(4) 市職員

第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(野田市ホテル等の建築規制に関する条例の一部改正)

第6条 野田市ホテル等の建築規制に関する条例(昭和59年野田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「公共的団体」を「建築団体」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 旅館組合を代表する者

第10条第1項に次の6号を加える。

(3) PTAを代表する者

(4) 青少年相談員を代表する者

(5) 民生委員児童委員を代表する者

(6) 生涯学習に関する知識を有する者

(7) 学識経験者

(8) その他市長が必要と認める者

第10条に次の1項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(野田市公共下水道運営審議会条例の一部改正)

第7条 野田市公共下水道運営審議会条例(昭和61年野田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 関係行政機関の職員

(野田市自転車等放置防止に関する条例の一部改正)

第8条 野田市自転車等放置防止に関する条例(昭和63年野田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第13条を第18条とし、第12条の次に次の5条を加える。

(組織)

第13条 協議会は、委員14人以内で組織する。

(委員)

第14条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 交通安全協会を代表する者
- (2) 鉄道事業者を代表する者
- (3) 輪業組合を代表する者
- (4) 商店街連合会を代表する者
- (5) 自治会を代表する者
- (6) 女性団体を代表する者
- (7) 消費者モニターを代表する者

- (8) 自転車預り所を代表する者
- (9) 学識経験者
- (10) 関係行政機関の職員
- (11) 関係教育機関の職員
- (12) 公募に応じた市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第17条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(野田市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第9条 野田市青少年問題協議会設置条例(平成元年野田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「青少年関係団体」を「子ども会育成団体」に改め、同項中第4号を第17号とし、同号の前に次の3号を加える。

(14) 関係教育機関の職員

(15) 教育長

(16) 市職員

第3条第2項第3号を削り、同項第2号中「青少年関係行政機関」を「関係行政機関」に改め、同号を同項第13号とし、同項第1号の次に次の11号を加える。

- (2) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (3) 自治会を代表する者
- (4) 青少年相談員を代表する者
- (5) 青少年補導員を代表する者
- (6) スポーツ団体を代表する者
- (7) 女性団体を代表する者
- (8) P T Aを代表する者
- (9) 文化団体を代表する者
- (10) 保護司会を代表する者
- (11) 民生委員児童委員を代表する者
- (12) 生涯学習に関する知識を有する者

(野田市市民活動事故判定委員会設置条例の一部改正)

第10条 野田市市民活動事故判定委員会設置条例（平成6年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (2) 一般社団法人野田市歯科医師会を代表する者
- (3) 自治会を代表する者
- (4) 女性団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員

(野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第11条 野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年野田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「学識経験者」を「委員は、次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 建築団体を代表する者

- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「に規定する住宅困窮度」を「の規定による住宅に困窮する度合い」に、「次条に定める」を「次条の」に改める。

第10条第1項中「野田市営住宅入居者選考等委員会」の次に「（以下「委員会」という。）」を加え、同条第2項を削る。

第10条の次に次の5条を加える。

(所掌事務)

第10条の2 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 条例第9条の規定による入居者の選考に関すること。
- (2) 条例第15条第2項に規定する事業主体の定める数値に関すること。

(組織)

第10条の3 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第10条の4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (3) 民生委員児童委員を代表する者
- (4) 母子寡婦福祉会を代表する者
- (5) 高齢者団体を代表する者
- (6) 障がい者団体を代表する者
- (7) 女性団体を代表する者
- (8) 商工団体を代表する者
- (9) 副市長
- (10) その他市長が必要と認める者

2 委員（前項第9号に掲げる委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第10条の5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第9号に掲げる委員をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条の6 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 入居申込者と親族関係を有する委員は、当該入居申込者に係る入居者の選考に関する議事に加わることができない。

第15条第2項中「数値は、」の次に「委員会の意見を聴いて」を加える。
(野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例の一部改正)

第13条 野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例(平成11年野田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「の代表」を「を代表する者」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者

第3条第2項中第5号を第11号とし、第4号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 関係教育機関の職員

第3条第2項第3号中「代表」を「職員」に改め、同号を同項第8号とし、同項第2号の次に次の5号を加える。

(3) 中核地域生活支援センターを代表する者

(4) 障がい者支援事業所を代表する者

(5) 一般社団法人野田市医師会を代表する者

(6) 精神保健医療福祉の知識を有する者

(7) 民生委員児童委員を代表する者

(野田市人権施策推進協議会設置条例の一部改正)

第14条 野田市人権施策推進協議会設置条例(平成13年野田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 人権擁護委員を代表する者

第3条第2項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 民生委員児童委員を代表する者

(4) 高齢者団体を代表する者

(5) 障がい者団体を代表する者

第3条第2項第7号中「の代表」を「を代表する者」に改め、同項第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者

(9) 保護司会を代表する者

第3条第2項中第10号を第17号とし、第9号の次に次の7号を加える。

(10) 人権啓発推進企業を代表する者

(11) 野田市国際交流協会を代表する者

(12) ドメスティック・バイオレンス被害者支援団体を代表する者

(13) 青少年補導員を代表する者

(14) 生涯学習に関する知識を有する者

(15) 関係行政機関の職員

(16) 関係教育機関の職員

(野田市地域福祉計画審議会設置条例の一部改正)

第15条 野田市地域福祉計画審議会設置条例（平成15年野田市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 自治会を代表する者

(2) 高齢者団体を代表する者

(3) 障がい者団体を代表する者

(4) 未就学児の保護者を代表する者

第3条第2項中第6号を第18号とし、第5号を第17号とし、第4号の次に次の12号を加える。

(5) 子ども会育成団体を代表する者

(6) 母子寡婦福祉会を代表する者

(7) 商店街連合会を代表する者

(8) ボランティア団体を代表する者

(9) 福祉事業所を代表する者

(10) 公益社団法人シルバー人材センターを代表する者

(11) 商工団体を代表する者

(12) 民生委員児童委員を代表する者

(13) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者

(14) 一般社団法人野田市医師会を代表する者

(15) 学識経験者

(16) 関係行政機関の職員

(野田市農業振興審議会条例の一部改正)

第16条 野田市農業振興審議会条例（平成16年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 農業協同組合を代表する者

(野田市保健医療問題審議会条例の一部改正)

第17条 野田市保健医療問題審議会条例（平成16年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「委嘱」の次に「又は任命」を加え、同項中第5号を第10号とし、第4号の次に次の5号を加える。

(5) 幼稚園事業者を代表する者

(6) 保健推進員を代表する者

(7) 食生活改善推進員を代表する者

(8) 関係行政機関の職員

(9) 関係教育機関の職員

第3条第2項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 野田市薬剤師会を代表する者

(野田市男女共同参画審議会条例の一部改正)

第18条 野田市男女共同参画審議会条例（平成16年野田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「委嘱」の次に「又は任命」を加え、同項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 人権擁護委員を代表する者

(2) 生涯学習に関する知識を有する者

(3) 民生委員児童委員を代表する者

(4) 自治会を代表する者

第3条第2項中第6号を第15号とし、第5号を第14号とし、第4号の次に次の9号を加える。

- (5) 女性団体を代表する者
- (6) 商工団体を代表する者
- (7) 労働者団体を代表する者
- (8) 農業団体を代表する者
- (9) ドメスティック・バイオレンス被害者支援団体を代表する者
- (10) PTAを代表する者
- (11) 婦人相談員を代表する者
- (12) 学識経験者
- (13) 関係教育機関の職員

(野田市公契約条例の一部改正)

第19条 野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第1項第2号を次のように改める。

- (2) 建設業団体を代表する者

第14条の4第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 商工団体を代表する者

(野田市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第20条 野田市スポーツ推進審議会条例（平成23年野田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

- (2) 地域スポーツの実情に詳しい者

第4条第4号を次のように改める。

- (4) その他市長が必要と認める者

附 則

(施行期日)

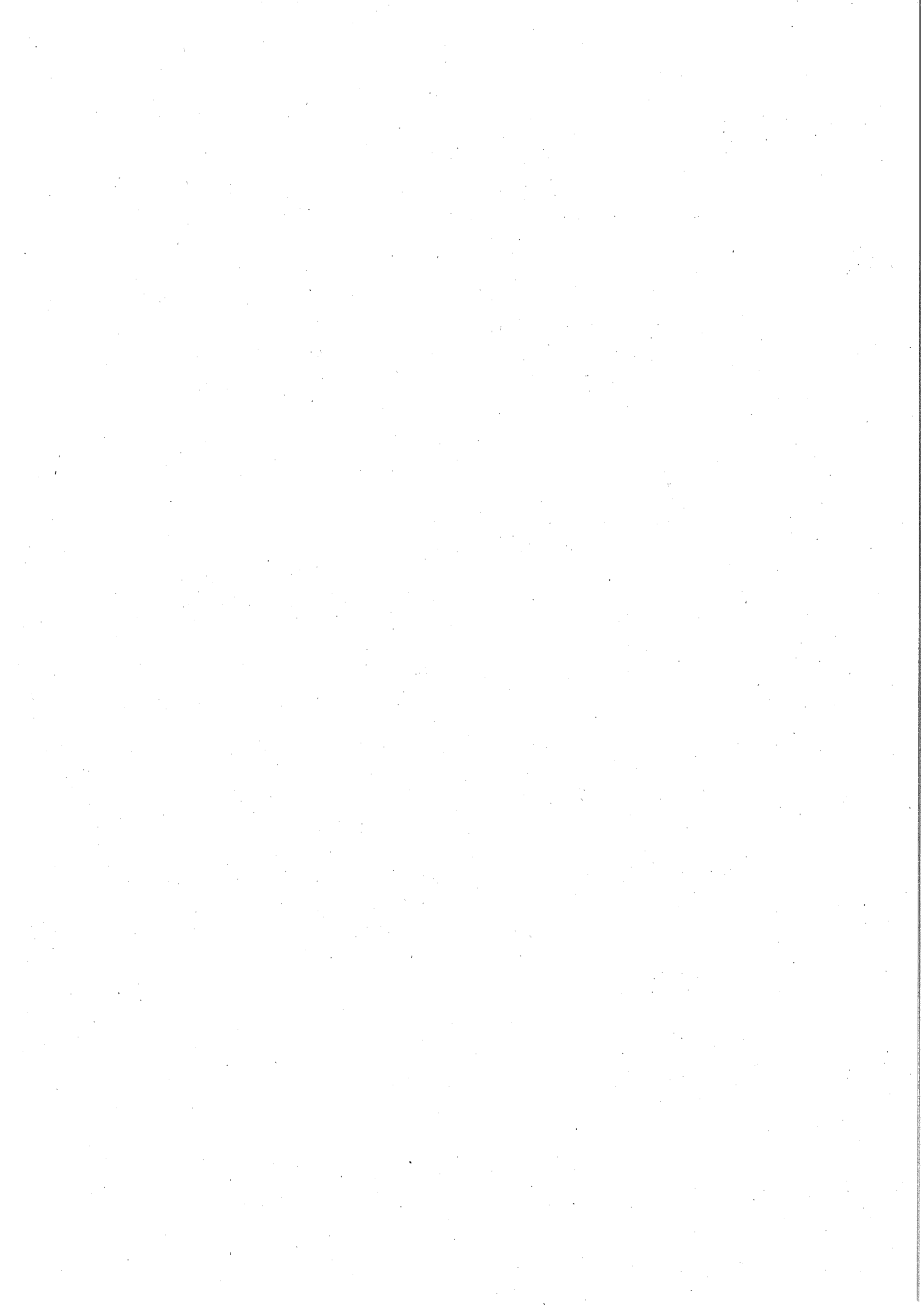
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年11月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長（以下「会長等」という。）として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。

提案理由

附属機関における学識経験者を始めとする委員の構成区分の規定を整理するため、関係条例の規定を整備しようとするものである。



(8) 女性団体を代表する者 (9)・(10) (略) 3・4 (略)	(5)・(6) (略) 3・4 (略)
---	------------------------

○ 野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第36号）（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>(委員) 第18条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>文化団体を代表する者</u> (2) <u>勤労青少年ホームの利用者を代表する者</u> (3) <u>社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者</u> (4) <u>自治会を代表する者</u> (5) <u>高齢者団体を代表する者</u> (6) <u>子ども会育成団体を代表する者</u> (7) <u>労働者団体を代表する者</u> (8) <u>商工団体を代表する者</u> (9) <u>女性団体を代表する者</u> (10) <u>公益財団法人興風会を代表する者</u> (11) (略) (削る。) (12) <u>関係教育機関の職員</u> (13) (略)</p>	<p>(委員) 第18条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>関係団体を代表する者</u></p> <p>(2) (略) (3) <u>学識経験者</u> (4) (略)</p>

○ 野田市児童福祉審議会条例（昭和52年野田市条例第11号）（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>児童委員を代表する者</u> (2) <u>社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者</u> (3) <u>母子寡婦福祉会を代表する者</u> (4) <u>青少年相談員を代表する者</u> (5) <u>子ども会育成団体を代表する者</u> (6) <u>学童保育所を利用する保護者を代表する者</u> (7) <u>保育所を利用する保護者を代表する者</u> (8) <u>保育所事業者を代表する者</u> (9) <u>幼稚園事業者を代表する者</u> (10) <u>一般社団法人野田市医師会を代表する者</u></p>	<p>(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>児童委員</u> (2) <u>児童福祉関係団体の代表者</u></p>

<p>次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>建築団体を代表する者</u></p> <p>(2) <u>旅館組合を代表する者</u></p> <p>(3) <u>P T Aを代表する者</u></p> <p>(4) <u>青少年相談員を代表する者</u></p> <p>(5) <u>民生委員児童委員を代表する者</u></p> <p>(6) <u>生涯学習に関する知識を有する者</u></p> <p>(7) <u>学識経験者</u></p> <p>(8) <u>その他市長が必要と認める者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長)</p> <p>第11条 <u>審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。</u></p> <p>2 <u>会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</u></p> <p>3 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u> (会議)</p> <p>第12条 <u>審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>第13条 (略)</p>	<p>次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>公共的団体を代表する者</u></p> <p>(2) <u>知識経験を有する者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第11条 (略)</p>
--	---

○ 野田市公共下水道運営審議会条例 (昭和61年野田市条例第22号) (第7条関係)

改 正 案	現 行
<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

○ 野田市自転車等放置防止に関する条例 (昭和63年野田市条例第19号) (第8条関係)

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第13条 <u>協議会は、委員14人以内で組織する。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第14条 委員は、次の各号に掲げる者のうち</p>	

<p>から市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>交通安全協会を代表する者</u></p> <p>(2) <u>鉄道事業者を代表する者</u></p> <p>(3) <u>輪業組合を代表する者</u></p> <p>(4) <u>商店街連合会を代表する者</u></p> <p>(5) <u>自治会を代表する者</u></p> <p>(6) <u>女性団体を代表する者</u></p> <p>(7) <u>消費者モニターを代表する者</u></p> <p>(8) <u>自転車預り所を代表する者</u></p> <p>(9) <u>学識経験者</u></p> <p>(10) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(11) <u>関係教育機関の職員</u></p> <p>(12) <u>公募に応じた市民</u></p> <p>2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>委員は、再任されることができる。</u> (会長及び副会長)</p> <p>第15条 <u>協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。</u></p> <p>2 <u>会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u></p> <p>3 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u> (会議)</p> <p>第16条 <u>協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> (意見の聴取等)</p> <p>第17条 <u>協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>第18条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
---	-----------------

○ 野田市青少年問題協議会設置条例（平成元年野田市条例第9号）（第9条関係）

改 正 案	現 行
<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) <u>子ども会育成団体を代表する者</u></p> <p>(2) <u>社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者</u></p> <p>(3) <u>自治会を代表する者</u></p>	<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) <u>青少年関係団体を代表する者</u></p>

<p>員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第17条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第18条・第19条 (略)</p>	<p>第16条・第17条 (略)</p>
---	----------------------

○ 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第16号）（第12条関係）

改正案	現行
<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の規定による住宅に困窮する度合いの判定基準は、次条の野田市営住宅入居者選考等委員会の意見を聴いて市長が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市営住宅入居者選考等委員会)</p> <p>第10条 市長は、市営住宅の入居者の選考等について審議するため、野田市営住宅入居者選考等委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(削る。)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第10条の2 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 条例第9条の規定による入居者の選考に関すること。</p> <p>(2) 条例第15条第2項に規定する事業主体の定める数値に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第10条の3 委員会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第10条の4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 自治会を代表する者</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、次条に定める野田市営住宅入居者選考等委員会の意見を聴いて市長が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市営住宅入居者選考等委員会)</p> <p>第10条 市長は、市営住宅の入居者の選考等について審議するため、野田市営住宅入居者選考等委員会を置く。</p> <p>2 野田市営住宅入居者選考等委員会の組織その他必要な事項は、規則で定める。</p>

<p>(2) <u>社会福祉法人野田市社会福祉協議会</u> <u>を代表する者</u></p> <p>(3) <u>民生委員児童委員を代表する者</u></p> <p>(4) <u>母子寡婦福祉会を代表する者</u></p> <p>(5) <u>高齢者団体を代表する者</u></p> <p>(6) <u>障がい者団体を代表する者</u></p> <p>(7) <u>女性団体を代表する者</u></p> <p>(8) <u>商工団体を代表する者</u></p> <p>(9) <u>副市長</u></p> <p>(10) <u>その他市長が必要と認める者</u></p> <p>2 <u>委員(前項第9号に掲げる委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>委員は、再任されることができる。</u> <u>(委員長及び副委員長)</u></p> <p>第10条の5 <u>委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第9号に掲げる委員をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。</u></p> <p>2 <u>委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</u></p> <p>3 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</u> <u>(会議)</u></p> <p>第10条の6 <u>委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>4 <u>入居申込者と親族関係を有する委員は、当該入居申込者に係る入居者の選考に関する議事に加わることができない。</u> <u>(家賃の決定)</u></p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 <u>令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、<u>委員会の意見を聴いて市長が別に定める。</u></u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 <u>令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、<u>市長が別に定める。</u></u></p> <p>3 (略)</p>
---	---

○ 野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例（平成11年野田市条例第6号）（第13条関係）

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p>

<p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 障がい者団体を代表する者</p> <p>(2) <u>社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者</u></p> <p>(3) <u>中核地域生活支援センターを代表する者</u></p> <p>(4) <u>障がい者支援事業所を代表する者</u></p> <p>(5) <u>一般社団法人野田市医師会を代表する者</u></p> <p>(6) <u>精神保健医療福祉の知識を有する者</u></p> <p>(7) <u>民生委員児童委員を代表する者</u></p> <p>(8) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(9) <u>関係教育機関の職員</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p>	<p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>障がい者団体の代表</u></p> <p>(2) <u>学識経験者</u></p> <p>(3) <u>関係行政機関の代表</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>
---	---

○ 野田市人権施策推進協議会設置条例（平成13年野田市条例第8号）（第14条関係）

改 正 案	現 行
<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>人権擁護委員を代表する者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>民生委員児童委員を代表する者</u></p> <p>(4) <u>高齢者団体を代表する者</u></p> <p>(5) <u>障がい者団体を代表する者</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>一般社団法人野田市医師会を代表する者</u></p> <p>(8) <u>社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者</u></p> <p>(9) <u>保護司会を代表する者</u></p> <p>(10) <u>人権啓発推進企業を代表する者</u></p> <p>(11) <u>野田市国際交流協会を代表する者</u></p> <p>(12) <u>ドメスティック・バイオレンス被害者支援団体を代表する者</u></p> <p>(13) <u>青少年補導員を代表する者</u></p> <p>(14) <u>生涯学習に関する知識を有する者</u></p> <p>(15) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(16) <u>関係教育機関の職員</u></p> <p>(17) (略)</p>	<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>人権擁護委員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>民生児童委員の代表</u></p> <p>(4) <u>高齢者関係団体の代表</u></p> <p>(5) <u>障がい者関係団体の代表</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>一般社団法人野田市医師会の代表</u></p> <p>(8) <u>学識経験者</u></p> <p>(9) <u>行政機関関係者</u></p> <p>(10) (略)</p>

○ 野田市地域福祉計画審議会設置条例（平成15年野田市条例第92号）（第15条関係）

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>

<u>(7) 食生活改善推進員を代表する者</u> <u>(8) 関係行政機関の職員</u> <u>(9) 関係教育機関の職員</u> <u>(10) (略)</u>	<u>(5) (略)</u>
--	----------------

○ 野田市男女共同参画審議会条例（平成16年野田市条例第26号）（第18条関係）

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 <u>(1) 人権擁護委員を代表する者</u> <u>(2) 生涯学習に関する知識を有する者</u> <u>(3) 民生委員児童委員を代表する者</u> <u>(4) 自治会を代表する者</u> <u>(5) 女性団体を代表する者</u> <u>(6) 商工団体を代表する者</u> <u>(7) 労働者団体を代表する者</u> <u>(8) 農業団体を代表する者</u> <u>(9) ドメスティック・バイオレンス被害者支援団体を代表する者</u> <u>(10) PTAを代表する者</u> <u>(11) 婦人相談員を代表する者</u> <u>(12) 学識経験者</u> <u>(13) 関係教育機関の職員</u> <u>(14)・(15) (略)</u>	(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1) 人権擁護委員</u> <u>(2) 野田市生涯学習審議会を代表する者</u> <u>(3) 関係団体を代表する者</u> <u>(4) 学識経験者</u> <u>(5)・(6) (略)</u>

○ 野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）（第19条関係）

改 正 案	現 行
(委員) 第14条の4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 建設業団体を代表する者</u> <u>(3) 商工団体を代表する者</u> <u>(4) (略)</u> 2～4 (略)	(委員) 第14条の4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 事業者</u> <u>(3) (略)</u> 2～4 (略)

○ 野田市スポーツ推進審議会条例（平成23年野田市条例第31号）（第20条関係）

改 正 案	現 行
(委員) 第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 地域スポーツの実情に詳しい者</u>	(委員) 第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1) (略)</u> <u>(2) スポーツに関する学識経験を有する</u>

(3) (略)	者
(4) <u>その他市長が必要と認める者</u>	(3) (略)
	(4) <u>前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u>